

平成30年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成30年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成30年7月12日(木) 午後2時～午後3時
場所	宇治市役所 3階 302会議室
出席者	(委員) 尾形委員 谷委員 能瀬委員 原委員 松岡委員 吉田委員 (事務局) 木村副市長 岩本副部長 松井副課長 鶴谷係長 森岡主任 豊田主事 (実施機関) 総務部 総務課 総務係 松本係長 (傍聴者) 1人
<p>平成30年度第1回宇治市個人情報保護審議会の開会に先立ち、副市長から各委員へ委嘱状の交付を行った。</p> <p>(1) 副市長から各委員へ委嘱状が交付された。</p> <p>(2) 副市長から挨拶が行われた。</p> <p>(3) 事務局から、事務局職員の紹介を行った。</p> <p>その後、会長の選出及び職務代理者の指名を行った。</p> <p>(1) 会長の選出 委員の互選により、松岡委員が会長となった。会長から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>(2) 職務代理者の指名 会長の指名により、尾形委員が会長職務代理となった。会長職務代理から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について ア 平成29年度個人情報保護制度運用状況について(報告事項) イ 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明 事務局から、平成29年度個人情報保護制度運用状況について、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況についての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 平成29年度個人情報保護制度運用状況について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p>	

平成30年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録

- (会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。
- (委 員) スタンプラリー参加者の電話の件についてだが、本人と特定できたため全部開示との話であったが、どのようにして特定したのか。
- (事務局) 記録されている内容と請求者が述べている内容を総合的に判断した。
- (委 員) 本人が述べている内容と記録されている内容を突き合わせると、本人と特定しても問題ないだろうということか。
- (事務局) 概ね一致しており、本人と判断しても問題ないであろうという判断である。本人しか知り得ないようなやり取りがなされた。
- (委 員) 電話の記録を概要として文書に残しているのか。
- (事務局) そうである。
- (委 員) そのまま起こしているものか。概要を記したものか。
- (事務局) 細かいところまで残していた。
- (委 員) 処理に問題はないが、事案によっては本人であることの特定が難しい場合もある。
- (事務局) そこは担当課が慎重に判断している。
- (会 長) よろしいか。それでは次の報告事項に移る。

4 報告事項 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について

- (1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。
- (2) 質疑応答

- (会 長) ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。
- (委 員) 21箇所の写真についてだが、タイムスタンプを見ると、昨年も同じ報告を受けており、それ以降のものでないと意味がない。例えば15ページの上の写真は2012年1月1日になっており、リセットされている。管理されていると報告はあったが、タイムスタンプがリセットされており、これでは機能していないのではないか。
- (実施機関) 後日、最新の画像を資料として提示したい。
- (委 員) もう一点の方はどうか。チェックして管理しているとのことだが、大丈夫か。タイムスタンプが狂っていれば、警察から映像を求められた際、どうやって提供できているか疑問である。
- (実施機関) 現状として、21箇所全てにまんべんなく捜査依頼が来ているわけではない。一部の交通量の多い場所のカメラに限られており、そこについては間違いなく時間の合ったものを提供している。
- (委 員) 2012年となっているところは請求がないことが読み取れるということか。
- (実施機関) そうである。
- (委 員) 交通量の多い場所で、交通事故が発生し、後で検証するために見せてほしいと

いう依頼が警察からあると以前聞いた。最初に考えていた路上犯罪よりも交通事故関係が多いのか。

(実施機関) そうである。昨年度は16件あったものの内、交通事故関係が9件あった。

(委員) 今年度設置予定の西小倉地域福祉センター敷地内は、住宅街で大通りでもないが何か設置する意味はあるのか。

(実施機関) 小倉から槇島にかけてひったくりが多発している。市の新たな取り組みとして自動販売機を設置し、その運用益で防犯カメラの運用費用を賄うというものを今年度から始めるに当たり、自動販売機と防犯カメラの両方を設置できる場所として犯罪状況を加味し、西小倉地域福祉センターとしている。市内を地区別に分けると、犯罪の発生率の高低はあるが、まずは自動販売機の売上げで防犯カメラを設置することが叶うかどうか、採算が取れるかを含めて設置個所を現地視察して決定している。また、今回の場所は複合施設であるため防犯カメラの設置目的に適していると考えている。

(委員) 周辺の反対があるか否かは調査しているのか。近隣住民の賛同を得て設置しているのか。

(実施機関) 今までのものは基本的には道路や公園がかなりの部分を占めるように設置しているが、一部民家に移り込む場合については当該民家の居住者に了承を得て設置している。

(委員) 防犯カメラの耐用年数は何年か。

(実施機関) 設置箇所の状況にもよるが、10年程度と聞いている。

(委員) 今までは公道だったが、これは市の敷地内になるのか。

(実施機関) 市の公共施設の敷地内である。

(委員) 地域福祉センターや図書館がある場所である。場所があれば今後も次々付けていくことになるのか。市の敷地内であれば付けやすいだろうが、当初の運用としてそれでよかったのか。

(実施機関) 防犯カメラの設置について市民の意見は、昨今の安心安全のためには付けていったほうがよいというものをいただいている。市としてもそういった意見に応えられればと考えている。ただ、今回の手法は初めてであり、採算が取れて維持管理が継続できるのかということが1つのポイントであるため、状況を見極めて次の設置場所の検討をしたい。一箇所の検討に相当慎重に時間を要するため、現時点では次々と設置していくものではない。

(委員) 管理運用の状況について要点をまとめており、設置場所は路上犯罪の発生率が高い場所との説明があり、また、カメラの維持ができるような自販機があるところという要素が入ってくるが、この説明でよいのか。もはや監視カメラになっている。設置することは市民の安全を守るためのよいことだろうが、審議会の観点からすると個人情報の収集となるとそれなりの必要性が求められることになる。

そうすると設置にあたっての考え方から離れた配置になっているように思える。資料では不特定多数の人が集まっているわけではなく人ごみのない写真が多く、実質的な理由と配置がずれている点については一度整理したほうがよいのではないかな。

(委員) 現実的には交通事故関係の理由が多いということはそもそも設置の趣旨からずれているという指摘は以前からあった。

(実施機関) 地域福祉センターの敷地内のものを平成30年度設置することを踏まえ、次回報告の際にはその辺りも整理する。設置の考え方はこれが基本であり、防犯カメラを設置することによる犯罪の抑止効果が大きいと考えており、十分に機能する場所を選んで設置している。いただいた意見を踏まえてどうするか検討したい。

(委員) 路上犯罪も様々なパターンがある。人ごみが多いからこそ起こるパターンと人通りが少ない場所で不審者が出てくる可能性もあり、そこをカバーする意味もある。安心安全の面で言うと、昨今の小学生が巻き込まれた事件もあり、広げようと思えば広げられるが、そもそも設置趣旨から外れたり、個人情報の点で再確認が必要だったりするかもしれない。

(委員) 管理運用の要項の定義2条の(1)に市が街頭に設置するカメラとあるが、これに当たるのか。市の公的施設の自販機に付けたカメラは街頭に含まれるのか。

(実施機関) 施設の内部ではなく、施設の敷地の一番道路に面した場所から敷地に入出入りする人と前の道路を映す形で設置するため、施設内部ということではなくあくまでも前を通る人や車である。

(委員) 要項との整合性の観点から、そこを街頭と言ってよいのか。

(委員) 道に面していて設置場所は敷地内ということである。

(委員) 提供件数のうち9件が警察とのことであったが、他はどうなのか。

(実施機関) 提供自体は全て警察である。捜査事項照会があり交通事故やひき逃げのようなものが9件である。

(会長) よろしいか。以上で本件報告事項は終了とする。

5 その他連絡事項等について

次回以降の審議会の開催時期は未定である。また、防犯カメラの画像については後日送付することとした。

6 閉会

(会長署名)